

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、平成 8 年 8 月 31 日付けで A 社を退職し、同年 8 月分の厚生年金保険料は控除されているはずであるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の平成 8 年 8 月 31 日は土曜日であり、A 社は休業日であったので勤務しなかったが、同社に在籍しており、厚生年金保険の被保険者であったはずであると申し立てている。

しかし、A 社から提出のあった申立人の退職願により、申立人が同社を退職した日は、平成 8 年 8 月 30 日であることが確認できる。

また、A 社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が、平成 8 年 8 月 31 日を申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け出ていることが確認でき、これはオンライン記録と一致する。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、上記のとおり、申立人の退職日は平成 8 年 8 月 30 日、資格喪失日は同年 8 月 31 日とされており、不自然さほうがえない。

また、A 社では、厚生年金保険料を翌月控除しているが、申立人の同社における平成 8 年 9 月分の給与明細書（同年 8 月 21 日から 30 日までの勤務を対象として同年 9 月に支給される給与に係るもの）によると、申立人の同年 8 月分の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人からは、平成8年8月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料の提出は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 1 日から 53 年 9 月 1 日まで
② 昭和 54 年 7 月 8 日から 56 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 56 年 6 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①は、A社で営業職を、申立期間②は、B社で営業職を、申立期間③は、C社で陸送業務を担当し勤務していた。申立期間①、②及び③について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③において厚生年金保険に加入していた旨を申し立てているが、オンライン記録では、当該期間に係るいずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は事業所の特定ができず、B社及びC社は既に解散しており、いずれの事業所からも、申立人に係る人事記録、賃金台帳等の資料及び供述が得られない。

さらに、申立人は、いずれの事業所についても、上司及び同僚の記憶が一切無いため、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人は、いずれの申立期間においても国民年金に加入しており、国民年金保険料の申請免除期間となっている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月 25 日から 63 年 3 月 7 日まで
私は、申立期間について、A社に継続勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和 60 年 3 月 14 日に厚生年金保険の資格を取得し、62 年 12 月 25 日に資格を喪失後、63 年 3 月 7 日に同社において再度資格を取得しており、62 年 12 月から 63 年 2 月までの期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いとして申し立てている。

しかしながら、入国管理局の申立人に係る出入国記録によると、申立人は昭和 62 年 12 月 * 日に日本から B へ出国し、63 年 3 月 * 日に B から日本に再入国していることが確認できる。

また、当時の事業主は、「申立人が B に帰国する際に退職手続をした。申立期間については仕事をしていないので、申立人には給与を支払っていない。また、当社が再入国の引受先になったので、申立人は日本に戻った際に再入社した。」と述べている上、当時の同僚は、申立人が一度退職し B に帰国後、日本に戻り再入社したことを記憶している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。